

諮問第 1174 号

平成 19 年 5 月 24 日

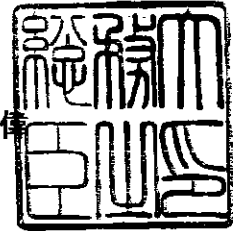
情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

菅

義偉



諮 問 書

平成 19 年 3 月 23 日付けで、株式会社ケーブルテレビ佐伯から、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送のデジタルテレビジョン放送の再送信を求めて、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第 26 条の 2 第 3 号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和 47 年政令第 441 号）第 1 条に基づき、当該裁定について諮問する。

株式会社ケーブルテレビ佐伯からの再送信同意に係る裁定申請の概要

1 申請日

平成19年3月23日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：株式会社ケーブルテレビ佐伯（大分県佐伯市）

住 所：大分県佐伯市池船町20-3

代表者：代表取締役社長 川野 哲憲

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

① アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 石上 大和

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-8

② 九州朝日放送株式会社

代表者：代表取締役社長 権藤 満

住 所：福岡市中央区長浜1-1-1

③ 株式会社テレビ西日本

代表者：代表取締役社長 寺崎 一雄

住 所：福岡市早良区百道浜2-3-2

④ 株式会社福岡放送

代表者：代表取締役社長 原 章

住 所：福岡市中央区清川2-22-8

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

以下の地上デジタルテレビジョン放送

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局の放送
- ・株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局の放送

5 再送信の業務を行おうとする区域

大分県佐伯市全域

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

平成19年4月1日、又は裁定があり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成16年6月から平成19年3月まで、区域外再送信に係る協議を福岡県の放送事業者及び大分県の放送事業者と継続してきた。

9 主張

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

弊社と致しましては、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信につきましても、継続して再送信を行うことがご視聴頂いています市民の皆様に対しての責務であると考えております。これを実現する為に、区域外再送信の同意を頂くべく福岡民放発局様と協議を重ねてまいりましたが、大分県の地元民放局様の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始される状況となっております。一方、大分県の地元民放局様におかれましては、承諾できない理由として、以下の点をあげておられます

- (1) 放送事業は県域免許である。
- (2) デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新免許である。
- (3) 著作権問題がある。
- (4) 経営に与える影響が大きい。

この中でも経営に与える影響の大きさについて強く主張されています。弊社としましては、これらの主張に対して次のように反論しています。

- (1) 福岡民放発局様から同意を頂いた上で、既に何年もアナログ放送での区域外再送信を適法に行っており、視聴習慣が定着していると考えています。
- (2) 総務省様のご指導にあるようにアナログからデジタルへの技術変化による「移行」であることは明白であると考えています。
- (3) 著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意があります。
- (4) 同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準)に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず、権利の濫用ではないかと考えています。

平成 16 年 6 月より、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意につきまして、福岡民放発局様並びに大分県の地元民放局様と協議を継続してまいりましたが、当事者間協議をこれ以上継続しても合意に至る進展が望めない事を、双方とも確認するに至り、今回の大臣裁定申請の運びとなったものです。

以上